○農林水産省告示第千七百七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十七年三月十三日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年七月六日

農林水産大臣　林　芳正

1	登録番号　第23996号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　トクピンクプルーム
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 徳永和宏 広島県廿日市市上平良甲1042番地
1	登録番号　第23997号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　トクウィステリアージュ
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 徳永和宏 広島県廿日市市上平良甲1042番地
1	登録番号　第23998号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　トクラソワ
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 徳永和宏 広島県廿日市市上平良甲1042番地
1	登録番号　第23999号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　トクフェリーク
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 徳永和宏 広島県廿日市市上平良甲1042番地
1	登録番号　第24016号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　メルフデヘン
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 有限会社メルヘンローズ 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室1376番地
1	登録番号　第24045号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　Selengaged
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 TERRA NIGRA Holding B.V. Mijnsherenweg 23, 1433AP Kudelstaart, The Netherlands
1	登録番号　第24061号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　SCH41203
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands
1	登録番号　第24064号
2	登録年月日　平成27年３月13日
3	農林水産植物の種類 Rosa L.
4	登録品種の名称　SCH70622
5	品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Piet Schreurs Holding B.V. Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands

○農林水産省告示第千七百八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年七月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　新潟県三川南地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二号までを結んだ線、標柱二号から標柱三号から標柱六号（清水地すべり防止区域標柱四号（平成二十年六月六日国土交通省告示第七百五号））までを順次結んだ線、標柱六号から清水地すべり防止区域の境界線に沿って標柱七号（清水地すべり防止区域標柱三号）に至る線、標柱七号から標柱十号までを順次結んだ線及び標柱十号から三川地すべり防止区域（昭和五十六年二月十八日農林水産省告示第二百十六号）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県佐渡市

三川

七八一番一	標柱一号	標柱二号	
七六六番一	標柱二号	標柱三号	
二九一二番	標柱三号	標柱四号	
七一八番一	標柱四号	標柱五号	
六八九番二	標柱五号	標柱六号	
五二九二番三	標柱六号	標柱七号	
五三〇一番一一	標柱七号	標柱八号	
五三一四番六	標柱八号	標柱九号	
五七二三番	標柱九号	標柱十号	
一六〇一番四	標柱十号		

二　島根県喜阿弥地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱十一号から喜阿弥川右岸官民地境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県益田市喜阿弥町

イ二九二番	標柱一号	標柱二号	
イ三七九番二	標柱二号	標柱三号	
イ四一一番	標柱三号	標柱四号	
イ四二〇番	標柱四号	標柱五号	
イ四六五番一	標柱五号	標柱六号	
イ五九九番	標柱六号	標柱七号	
イ一二四四番	標柱七号	標柱八号	
イ一一四八番一	標柱八号	標柱九号	
イ一一八九番一	標柱九号	標柱十号	
イ一二〇八番六	標柱十号	標柱十一号	
イ一二七二番五	標柱十一号		

○国土交通省告示第八百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月六日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の二十二の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ	横浜事務所	（本社）　神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町百三十四番地
ロ	東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目十番一号
ハ	千葉事務所	千葉県千葉市中央区新田町五番十号
ニ	名古屋事務所	愛知県名古屋市中区錦三丁目六番三十五号
ホ	大阪事務所	大阪府大阪市北区梅田一丁目十一番四四号

」を

「イ	東京事務所	東京都千代田区有楽町一丁目十番一号
ロ	名古屋事務所	愛知県名古屋市中区錦三丁目六番三十五号

」に改める。

○農林水産省告示第千七百九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十七年七月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　島根県杉畑地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（杉畑地すべり防止区域標柱七号（昭和四十四年十二月十一日農林省告示第千九百七号））から標柱六号（杉畑地すべり防止区域標柱八号）までを順次結んだ線及び標柱六号から杉畑地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県出雲市美野町

字高山

六五二番二	標柱一号	標柱二号	
六四四番四	標柱二号	標柱三号	
六三六番三	標柱三号	標柱四号	
字円木谷　一五七四番四	標柱四号	標柱五号	
字空山　一五五六番二	標柱五号	標柱六号	

二　島根県茅原地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号（茅原地すべり防止区域標柱九号（平成二十四年一月五日農林水産省告示第十号））までを順次結んだ線及び標柱七号から茅原地すべり防止区域の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

島根県出雲市東福町

字横手二〇六三番　九七九番二	標柱一号	標柱二号	
字横手一四八八番一	標柱二号	標柱三号	
一五一六番二	標柱三号	標柱四号	
字下ノ原二〇五五番	標柱四号	標柱五号	
字畑井垣二〇五二番一	標柱五号	標柱六号	
一五四一番	標柱六号	標柱七号	